



広報

社協
だより

おしらせ版

vol.19

発行：令和7年2月10日

新庄市社会福祉協議会

電話：22-5797

【3月号】

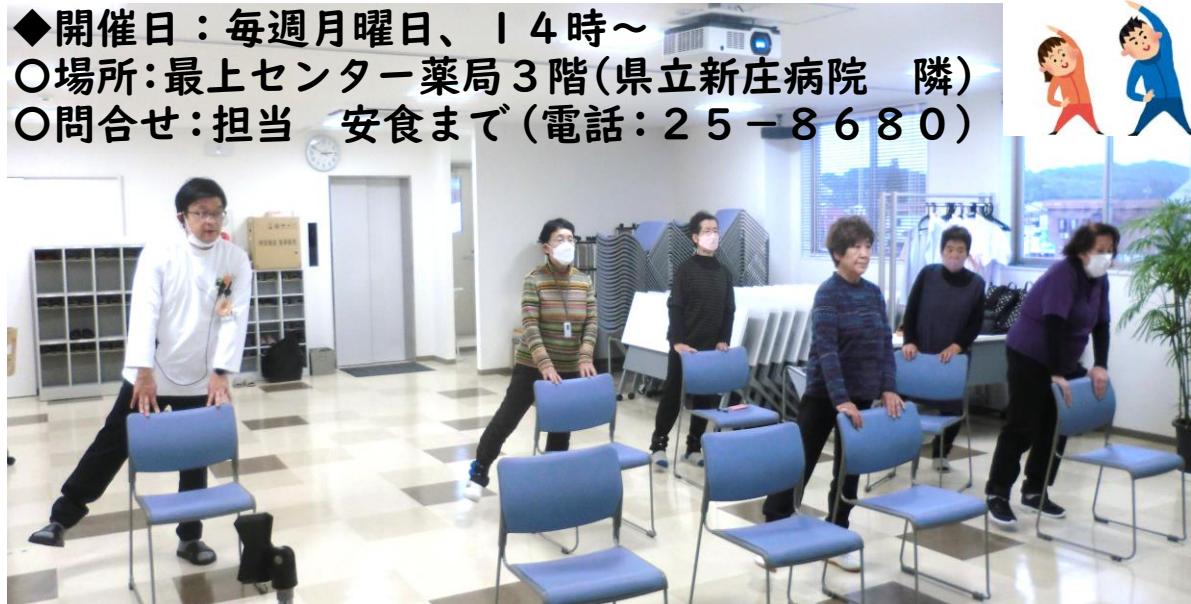
通いの場のご紹介⑨ 最上センター薬局 で 百歳体操

【通いの場】
地域住民が主役！
に行こう

◆開催日：毎週月曜日、14時～

○場所：最上センター薬局3階（県立新庄病院 隣）

○問合せ：担当 安食まで（電話：25-8680）



市民向け 権利擁護 講座

■開催日：令和7年2月26日（水）

14時00分～15時30分

■内 容：『知って安心、今から始める終活』

■講 師：一般社団法人終活協議会

高橋航氏（心託コンシェルジュ）

■場 所：最上広域交流センター「ゆめりあ」

2階会議室

■参加費：無料

■定 員：30名

■申込み先：地域包括支援センター

☎28-0330※要申込み

身寄りのない方の施設入所や入院する際の身元保証人の問題。先祖代々のお墓の管理等々。

もしもの時に備えた、「終活」や「身寄りのない方への支援」について、一緒に学んでみませんか。

【終活とは】

自らの死を意識して、人生の最期を迎えるための様々な準備を行うことを意味します。具体的には、財産整理や遺言書の準備、医療・介護の意思表示、エンディングノート等を含みます。



認知症サポーター養成講座

■開催日：令和7年3月3日（月）

10時00分～11時30分

■内 容：『認知症を学びみんなで考える』

■講 師：本会 保健師

■場 所：最上広域交流センター「ゆめりあ」

2階会議室

■参加費：無料

■定 員：30名



■申込み先：地域包括支援センター

☎28-0330※要申込み

「認知症」は、誰でも起こりうる身近な脳の病気です。

認知症を学び地域で支える「認知症サポーター」になってみませんか？

【認知症サポーターとは】

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を全国で養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

外出が困難な方を支援します

新庄市社会福祉協議会では、単独で公共交通機関を利用することが困難な要介護者や障がい者を対象とした移送支援サービスを行っています。

◆移送先は？

- 主に新庄市内の医療機関への移送を行います。（新庄市内のみ）
- 高齢、障がいがある方の通院送迎などでご利用いただけます。



◆どんな方が利用できる？

以下の全ての要件にあてはまる方

- 1) もみの木訪問介護事業所の利用者および、その付き添い家族の方。
 - 2) 日常の外出において、一人で公共交通機関の利用が困難な方。
 - ・要介護認定を受けている方（要介護1以上）又は、身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方
- ◆料金は？ 初乗り4kmまで500円
以降1kmごと100円加算

◆料金は？ 初乗り4kmまで500円 以降1kmごと100円加算

弁護士に 相談してみませんか？

■対象：新庄市内在住の方（先着5名）

■費用：無料

■弁護士：新庄ひまわり基金法律事務所
弁護士 渡邊泰孝

■日時：3月13日（木）

① 13時30分～14時00分

② 14時00分～14時30分

③ 14時30分～15時00分

④ 15時00分～15時30分

⑤ 15時30分～16時00分

※お一人につき、30分

■場所：新庄市社会福祉協議会 和室

■電話予約：3月3日（月）～

○電話予約が必要で、先着順となります。

○事前に、相談内容について簡単にお伺いします。弁護士と相談者の間に利益相反が生じるなど、相談をお断りする場合があります。予めご了承ください。

■相談内容の例

○離婚、○相続、○交通事故、○借金
○不動産、○近隣問題など

■申込：新庄市社会福祉協議会

☎ 22-5797



新庄市社会福祉協議会 もみの木訪問介護事業所 をご利用ください！



利用状況（12/18現在）	日	月	火	水	木	金	土
午前 7時～12時	×	△	×	△	△	△	○
午後 12時～21時	×	△	×	△	△	△	○

○新規ケースのご相談
を受け賜ります。お気軽にお声がけ下さい。

電話 22-5790



LINE



【○】…余裕があります。

【△】…ご相談ください。

【×】…混みあっています。